

令和7年11月19日

一般社団法人広島県医師会会長 様

広 島 県 健 康 福 祉 局 長
〒730-8511 広島市中区基町10-52
健 康 危 機 管 理 課

感染症法に基づく医療措置協定の更なる促進について（情報提供）

本県の保健医療行政の推進については、平素から格別の御理解・御支援を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、このことについて、広島県感染症予防計画に定める目標の達成に向けて、「感染症法に基づく医療措置協定（流行初期以降の発熱外来等）の更なる促進について」（令和7年2月25日付け広島県健康福祉局長通知）等により、次なる感染症有事における地区ごとの外来医療の確保について通知したところです。

今般、医療措置協定の締結（第二種協定指定医療機関への指定）を行っていない場合、新型インフルエンザ等感染症等の患者の外来対応に係る費用が公費負担の対象とならない可能性があること等踏まえて、別紙のとおり未締結診療所宛て通知しましたので、情報提供します。

担当 感染症管理グループ
電話 082-513-3068（ダイヤルイン）
(担当者 金本)



令和7年11月19日

『医療機関名』 院長様

広島県健康福祉局長
〒730-8511 広島市中区基町10-52
健康危機管理課

感染症の外来対応における医療措置協定の締結について（依頼）

本県の保健医療行政の推進につきましては、平素から格別の御理解、御支援を賜り、厚くお礼を申し上げます。

のことについて、令和6年4月1日に施行された「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律」において、平時に予め都道府県と医療機関がその機能・役割に応じた協定を締結し、新興感染症等発生・まん延時にはその協定に基づいて医療を提供する仕組み等が法定化されたところです。

しかしながら、貴機関が所在する『二次医療圏域』医療圏域においては、新型コロナウイルス感染症対応を踏まえて策定した広島県感染症予防計画（第5版）に掲げる目標値（外来診療医療機関数：令和4年12月頃の第8波（外来診療のひつ迫による本県独自の医療非常事態警報を発令）に対応した医療機関数）に到達しておらず、次なる感染症有事において既存の協定締結機関（発熱外来等）への負荷が集中することが懸念されます。

また、新型インフルエンザ等感染症等の患者の外来対応を行った場合、医療措置協定を締結（第二種協定指定医療機関へ指定）した機関が行った医療に限り公費負担医療となるため、協定を締結しない場合、公費負担の対象とならず、患者への不利益を生じさせる可能性があります。

については、感染症危機発生時の医療提供体制の構築を促進するため、貴機関との医療措置協定の締結を協議しますので、合意の有無に関わらず必要事項について、御回答をお願いします。

なお、本協議は新型コロナウイルス感染症の外来対応実績等を踏まえて「自院かかりつけ患者のみに対応する」内容での協定締結を想定して、改めて個別に実施するもので、これまでの協議に御回答いただいた場合でも、必ず御回答をお願いします。

1 通知の趣旨

これまでに医療措置協定の締結状況、新型コロナウイルス感染症における対応実績等を踏まえて、貴機関と外来対応に係る協定の締結について協議する。

2 依頼内容

次の内容の医療措置協定の締結

- ・新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症に係る外来対応の実施

対応時期 (目途)	流行初期期間経過後（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われてから6か月以内）
対応の内容	<input checked="" type="checkbox"/> 外来受診対応可能（人数未定）かかりつけ患者に限る

3 回答方法

- ・協定締結に異存がない場合は、別紙1「回答様式（外来）」を記入のうえ、FAXまたはメールにより回答をお願いします。
- ・締結が困難な場合は、別紙2「締結が困難な理由」へ記入のうえ、FAXまたはメールにより回答をお願いします。

(回答先) 広島県健康福祉局健康危機管理課感染症管理グループ
メール : covid-19-center@pref.hiroshima.jp
FAX : 082-254-7114

- 4 回答期限
令和7年12月18日(木)

5 締結状況等 (外来対応機関数)

二次医療圏名 (市町)	必要機関数 (感染症予防計画)	協定締結機関等数 (R7.11.7時点)	不足機関数
広島圏域 (広島市、安芸高田市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町)	764 機関	695 機関	▲ 69 機関
広島西圏域 (大竹市、廿日市市)	74 機関	72 機関	▲ 2 機関
呉圏域 (呉市、江田島市)	134 機関	129 機関	▲ 5 機関
広島中央圏域 (東広島市、竹原市、大崎上島町)	104 機関	95 機関	▲ 9 機関
尾三圏域 (三原市、尾道市、世羅町)	121 機関	109 機関	▲ 12 機関
福山・府中圏域 (福山市、府中市、神石高原町)	242 機関	217 機関	▲ 25 機関
備北圏域 (三次市、庄原市)	60 機関	55 機関	▲ 5 機関
合計	1,499 機関	1,372 機関	▲ 127 機関

6 医療措置協定の概要について

- オンデマンド配信による説明会を行います。

日 時 : 隨時視聴可能

方 法 : 広島県ホームページ内へ動画を掲載

(県HPトップページ>組織でさがす>健康福祉局 健康危機管理課

>[【令和7年11月に通知を受けた診療所の皆様へ】医療措置協定（発熱外来）について](#)



- その他 : 御質問等は、原則メールもしくはFAXでお問い合わせいただくようお願いします。
広島県ホームページによくある質問を掲載しておりますので、御確認をお願いします。

医療措置協定 広島県 検索



担当 感染症管理グループ
メール covid-19-center@pref.hiroshima.jp
電話 082-513-3068 (ダイヤルイン)
(担当者 金本)

※本リスト（令和7年11月協議先リスト）以外の診療所からの回答を求めるものではありません。

協定締結候補機関リスト（R7.11.19時点）

管轄（市・保健所）	二次医療圏域	医療機関名	郵便番号	医療機関所在地	R7.11協議対象
西部東保健所	広島中央	竹原市休日診療所	725-0026	竹原市中央三丁目14-1	○
西部東保健所	広島中央	南海診療所	739-2403	東広島市安芸津町風早2027	○
西部東保健所	広島中央	川中医院	739-2103	東広島市高屋町宮領1032	○
西部東保健所	広島中央	医療法人社団 竹内耳鼻咽喉科医院	739-0007	東広島市西条土与丸一丁目3番40号	○
西部東保健所	広島中央	石井医院	739-0132	東広島市八本松町正力2147-2	○
西部東保健所	広島中央	せきとう内科消化器科クリニック	739-0024	東広島市西条町御園宇5489-5	○
西部東保健所	広島中央	サザンクリニック	739-2616	東広島市黒瀬町兼広137番8	○
西部東保健所	広島中央	原クリニック東広島	739-0015	東広島市西条栄町2-23	○
西部東保健所	広島中央	志和医院	739-0264	東広島市志和町七条桟坂1643-1	○
西部東保健所	広島中央	葵の園クリニック	739-2208	東広島市河内町入野7841-2	○
西部東保健所	広島中央	高屋よろず内科クリニック	739-2102	東広島市高屋町杵原1826-1	○
西部東保健所	広島中央	藤原内科医院	739-0024	東広島市西条町御園宇2421-4	○
西部東保健所	広島中央	虹の子どもクリニック	739-0041	東広島市西条町寺家5022-1	○
西部東保健所	広島中央	かじわら内科循環器内科	739-0036	東広島市西条町田口2721-2	○
西部東保健所	広島中央	医療法人社団 松田医院	739-0141	東広島市八本松町飯田101	○
西部東保健所	広島中央	神田医院	739-2403	東広島市安芸津町風早1522	○
西部東保健所	広島中央	本城内科小児科	739-0025	東広島市西条中央八丁目3-3	○
西部東保健所	広島中央	松ヶ丘医院	739-2614	東広島市黒瀬松ヶ丘10-21	○
西部東保健所	広島中央	よこやま産婦人科	739-2125	東広島市高屋町中島168番地	○
西部東保健所	広島中央	松林レディースクリニック	739-0024	東広島市西条町御園宇4281-1	○
西部東保健所	広島中央	たにぐち脳神経外科クリニック	739-0011	東広島市西条本町12番2号	○
西部東保健所	広島中央	ゆかわ脳神経外科クリニック	739-0007	東広島市西条土与丸五丁目9-34	○
西部東保健所	広島中央	占部産婦人科	739-0021	東広島市西条町助実1172	○
西部東保健所	広島中央	サンクリニック	739-0042	東広島市西条町西条東字山崎1281-5	○
西部東保健所	広島中央	医療法人社団 数佐整形外科医院	739-0142	東広島市八本松東七丁目8-15	○
西部東保健所	広島中央	医療法人 大森整形外科	739-0041	東広島市西条町寺家1633	○
西部東保健所	広島中央	高屋整形外科	739-2102	東広島市高屋町杵原1771-1	○
西部東保健所	広島中央	医療法人 野村脳神経外科クリニック	739-2616	東広島市黒瀬町兼広137番地	○
西部東保健所	広島中央	東広島整形外科クリニック	739-0024	東広島市西条町御園宇4281-1	○
西部東保健所	広島中央	サンクリニックみなが	739-0023	東広島市西条町下三永字向原10354番地1	○
西部東保健所	広島中央	こばやし整形外科クリニック	739-2613	東広島市黒瀬町檜原788-1番地	○
西部東保健所	広島中央	のぞみ整形外科クリニック寺家	739-0041	東広島市西条町寺家4720	○
西部東保健所	広島中央	うたのはら整形外科クリニック	739-0041	東広島市西条町寺家5284-1	○
西部保健所	広島西	亀田医院	738-0034	廿日市市宮内1509	○
西部保健所	広島西	小山整形外科医院	738-0006	廿日市市大東1番5号	○
西部保健所	広島西	石田眼科医院	738-0014	廿日市市住吉1丁目4番15号	○
西部保健所	広島西	医療法人長谷川整形外科	739-0445	廿日市市塩屋2丁目2番16	○
西部保健所	広島西	今田眼科医院	738-0053	廿日市市阿品台4-1-14	○
西部保健所	広島西	医療法人社団 小池皮フ科医院	738-0034	廿日市市宮内1057-1 アーバンモール宮内	○
西部保健所	広島西	井村眼科医院	738-0012	廿日市市天神5-12	○
西部保健所	広島西	松田整形外科	738-0033	廿日市市串戸二丁目17-4	○
西部保健所	広島西	しげの整形外科スポーツクリニック	738-0054	廿日市市阿品三丁目1番6号 ナタリーもみじ	○
西部保健所	広島西	アイビー眼科	738-0034	廿日市市宮内4311-5	○
西部保健所	広島西	わたなべ眼科	738-0034	廿日市市宮内四丁目11番16号	○
西部保健所	広島西	みたに泌尿器科クリニック	738-0023	廿日市市下平良1丁目3-36-303	○
西部保健所	広島西	ふじかわ心療内科クリニック	738-0023	廿日市市下平良一丁目3-36-201	○
西部保健所	広島西	かめよし皮ふ科・アレルギー科	738-0054	廿日市市阿品3丁目1番6号 ナタリーもみじ	○
西部保健所	広島西	みづの耳鼻咽喉科	738-0033	廿日市市串戸4丁目14-14	○
西部保健所	広島西	かわごえクリニック	738-0034	廿日市市宮内3丁目1-27	○
西部保健所	広島西	はつかいち乳腺クリニック	738-0033	廿日市市串戸四丁目14-14	○
西部保健所	広島西	廿日市さくら眼科	738-0023	廿日市市下平良二丁目2番1号 ゆめタウン廿日市	○
西部保健所	広島西	令和アイクリニック	738-0033	廿日市市串戸2-20-1	○
西部保健所	広島西	みやじまアイクリニック	738-0054	廿日市市阿品3丁目5-8	○

管轄（市・保健所）	二次医療圏域	医療機関名	郵便番号	医療機関所在地	R7.11協議対象
西部保健所	広島西	医療法人社団 おだ整形外科クリニック	739-0605	大竹市立戸4-1-17	○
西部保健所	広島西	医療法人社団 津村眼科医院	739-0603	大竹市西栄2丁目15-17	○
西部保健所	広島西	立川整形外科リハビリリウマチクリニック	739-0603	大竹市西栄1丁目12番1号	○
西部保健所	広島西	医療法人社団 古吉眼科医院	739-0611	大竹市新町2-7-1	○
西部保健所	広島西	糸谷整形外科医院	739-0612	大竹市油見1丁目9-12	○
西部保健所	広島西	医療法人社団 こうろ皮ふ科	739-0605	大竹市立戸2丁目6番26号	○
西部保健所	広島西	ないとうクリニック	739-0614	大竹市白石一丁目5-9	○
西部保健所	広島西	串戸心療クリニック	738-0033	廿日市市串戸四丁目2-16	○
西部保健所	広島西	医療法人社団 江川レディースクリニック	738-0015	廿日市市本町5-18	○
西部保健所	広島西	田口脳心臓血管クリニック	738-0054	廿日市市阿品三丁目2-18	○
西部保健所	広島西	三菱ケミカル株式会社広島事業所診療所	739-0693	大竹市御幸町20-1	○
西部保健所	広島西	医療法人社団 村上クリニック	739-0615	大竹市元町1丁目11番2号	○
西部保健所	広島西	阿多田診療所	739-0607	大竹市阿多田403番地2	○
西部保健所	広島西	大竹中央クリニック	739-0605	広島県大竹市立戸2丁目5-2	○
西部保健所	広島西	鼻岡内科医院	738-0034	廿日市市宮内1丁目10番20号	○
西部保健所	広島西	村上内科医院	738-0053	廿日市市阿品台1丁目12番28号	○
西部保健所	広島西	半明内科クリニック	738-0034	廿日市市宮内4丁目10番23号 田川ビル2F	○
西部保健所	広島西	かぎもと内科・皮フ科・形成外科	738-0013	廿日市市廿日市二丁目7-26	○
西部保健所	広島西	なかごう内科	738-0026	廿日市市上平良144-1	○
西部保健所	広島西	石橋クリニック	738-0033	廿日市市串戸1丁目9番41-2号	○
西部保健所	広島西	青葉レディスクリニック	739-0401	廿日市市福面2-1-11	○
西部保健所	広島西	かとうレディースクリニック	738-0054	廿日市市阿品3丁目1-6	○
西部保健所	広島西	むつかど内科呼吸器科	738-0054	廿日市市阿品3丁目1番6号	○
西部保健所	広島西	網本内科消化器科医院	738-0025	廿日市市平良2丁目10-37	○
西部保健所	広島西	医療法人ハンス 宮内総合クリニック	738-0034	廿日市市宮内3丁目5-32	○
西部保健所呉支所	呉	医療法人社団 砂堀医院	737-2301	江田島市能美町中町4930番地5号	○
東部保健所福山支所	福山・府中	医療法人社団 金光医院	726-0005	府中市府中町15-7	○
東部保健所福山支所	福山・府中	医療法人社団慶正会 奥野内科医院	726-0004	府中市府川町 368-1	○
東部保健所福山支所	福山・府中	和泉医院	726-0005	府中市府中町174	○
東部保健所福山支所	福山・府中	せおクリニック	726-0023	府中市栗柄町2203-4	○
東部保健所福山支所	福山・府中	きたむら内科クリニック	726-0004	府中市府川町108番8	○
広島市保健所	広島	医療法人 林クリニック	730-0847	広島市中区舟入南1-10-13	○
広島市保健所	広島	医療法人 谷本内科クリニック	730-0847	広島市中区舟入南5丁目6番14号 谷本ビル	○
広島市保健所	広島	ハラダ内科医院	730-0855	広島市中区小網町2-1 ハラダビル1F	○
広島市保健所	広島	風呂中内科	730-0031	広島市中区紙屋町1丁目4-19	○
広島市保健所	広島	医療法人社団 千田診療所	730-0052	広島市中区千田町3丁目9-10	○
広島市保健所	広島	十河医院	730-0012	広島市中区上八丁堀8-10 クロスタワー3F	○
広島市保健所	広島	斎内科	730-0032	広島市中区立町4番21号 KIビル5階	○
広島市保健所	広島	津田内科医院	730-0046	広島市中区昭和町11番26号	○
広島市保健所	広島	医療法人社団 原田クリニック	730-0029	広島市中区三川町2-8 井手ビル3階	○
広島市保健所	広島	あさお医院	730-0835	広島市中区江波南1丁目7番17号	○
広島市保健所	広島	むろもとクリニック	730-0051	広島市中区大手町1丁目1-20 相生橋ビル	○
広島市保健所	広島	松本医院	730-0025	広島市中区東平塚町9番9号	○
広島市保健所	広島	西村内科クリニック	730-0036	広島市中区袋町5-38 山中ビル4階	○
広島市保健所	広島	はやかわ小児クリニック	730-0036	広島市中区袋町6番46号	○
広島市保健所	広島	松林内科医院	730-0052	広島市中区千田町2丁目1番8号	○
広島市保健所	広島	もりお内科	730-0845	広島市中区舟入川口町6-8	○
広島市保健所	広島	新本クリニック	730-0021	広島市中区胡町6-26 福屋11F	○
広島市保健所	広島	医療法人社団寿会 永山医院	730-0001	広島市中区白島北町10-1	○
広島市保健所	広島	医療法人社団 恵仁会 平岡内科医院	730-0843	広島市中区舟入本町15番19号	○
広島市保健所	広島	原田内科 神経内科 クリニック	730-0844	広島市中区舟入幸町17-5	○
広島市保健所	広島	笹尾クリニック	730-0044	広島市中区宝町4番7号 笹尾ビル2階	○
広島市保健所	広島	渡辺医院	730-0037	広島市中区中町3-16	○
広島市保健所	広島	医療法人 婦人科・内科小松クリニック	730-0017	広島市中区鉄砲町10-18 八丁堀栗村ビル	○
広島市保健所	広島	くまもと内科胃肠科	730-0051	広島市中区大手町1丁目5-2	○
広島市保健所	広島	くすのきクリニック	730-0825	広島市中区光南1-15-10	○

管轄(市・保健所)	二次医療圏域	医療機関名	郵便番号	医療機関所在地	R7.11協議対象
広島市保健所	広島	医療法人 なかむら内科クリニック	730-0051	広島市中区大手町1-1-20 相生橋ビル9F	○
広島市保健所	広島	ひふみクリニック	730-0005	広島市中区西白島町18-26	○
広島市保健所	広島	医療法人徳永呼吸睡眠クリニック	730-0016	広島市中区幟町13-14 広島マツダビル2F	○
広島市保健所	広島	医療法人 双貴会 ひまわりクリニック	730-0041	広島市中区小町3番31号 ルミナス小町30	○
広島市保健所	広島	よしなが神経内科クリニック	730-0031	広島市中区紙屋町2-2-25 大野ビル3階	○
広島市保健所	広島	舟入山本内科クリニック	730-0843	広島市中区舟入本町13-12	○
広島市保健所	広島	医療法人 広島リウマチ・内科クリニック	730-0017	広島市中区鉄砲町10番13号 八丁堀 伊藤	○
広島市保健所	広島	おやまクリニック リウマチ科・内科	730-0001	広島市中区白島北町10-10	○
広島市保健所	広島	広島アレルギー呼吸器クリニック八丁堀	730-0013	広島市中区八丁堀14-7	○
広島市保健所	広島	すみい内科クリニック	730-0011	広島市中区基町12-8 宝ビル1001	○
広島市保健所	広島	医療法人財団愛人会 河村内科消化器クリニック	730-0051	広島市中区大手町一丁目6-1	○
広島市保健所	広島	よねざわ生活習慣病・脳クリニック	730-0843	広島市中区舟入本町15-19-3F	○
広島市保健所	広島	消化器内科べんぎんクリニック	730-0014	広島市中区上幟町9番27号 セレクト縮景園	○
広島市保健所	広島	本通みよしクリニック	730-0035	広島市中区本通3-10-302	○
広島市保健所	広島	広島八丁堀内科・胃腸内視鏡クリニック	730-0013	広島市中区八丁堀11番19号 坪井第2ビル	○
広島市保健所	広島	中岡医院	732-0044	広島市東区矢賀新町4丁目1-28	○
広島市保健所	広島	高橋内科 胃腸科医院	732-0056	広島市東区上大須賀町12番11号	○
広島市保健所	広島	吉本脳神経外科内科医院	732-0065	広島市東区牛田中1丁目6番12号	○
広島市保健所	広島	医療法人 ひよこ小児科内科	732-0009	広島市東区戸坂千足一丁目22-6-11	○
広島市保健所	広島	医療法人社団H A R G 広島アレルギー	732-0052	広島市東区光町1丁目9番28号 第1寺岡ビル	○
広島市保健所	広島	杉屋内科医院	732-0052	広島県広島市東区光町2丁目6番12-101	○
広島市保健所	広島	どい医院	732-0014	広島市東区戸坂大上4丁目15-26	○
広島市保健所	広島	医療法人 牛尾内科医院	734-0004	広島市南区宇品神田5-22-17	○
広島市保健所	広島	医療法人社団 宏精クリニック	734-0015	広島市南区宇品御幸三丁目1-11	○
広島市保健所	広島	沢近医院	734-0015	広島市南区宇品御幸1丁目17番8号	○
広島市保健所	広島	医療法人社団 祐仁会 川上医院	734-0053	広島市南区青崎1丁目7番2号	○
広島市保健所	広島	なかたに外科・在宅クリニック	734-0044	広島市南区西霞町13-27	○
広島市保健所	広島	山田内科医院	734-0044	広島市南区西霞町19-15	○
広島市保健所	広島	医療法人社団 升島医院	734-0004	広島市南区宇品神田2-3-19	○
広島市保健所	広島	医療法人 わかば会 岩本内科医院	734-0014	広島市南区宇品西2丁目7-31	○
広島市保健所	広島	医療法人 国政内科医院	734-0004	広島市南区宇品神田4丁目9番22号	○
広島市保健所	広島	高橋内科	732-0823	広島市南区猿猴橋町2番11号 広島駅前クリ	○
広島市保健所	広島	みなみ内科ライフækクリニック	732-0816	広島市南区比治山本町16-35	○
広島市保健所	広島	ふじわら医院	732-0811	広島市南区段原1丁目3番11号 啓愛プラザ	○
広島市保健所	広島	医療法人社団 大安会 大道内科	734-0023	広島市南区東雲本町二丁目17-5	○
広島市保健所	広島	出口内科クリニック	732-0825	広島市南区金屋町8-7	○
広島市保健所	広島	医療法人社団 高畠医院	734-0015	広島市南区宇品御幸5丁目16-16	○
広島市保健所	広島	まえだ内科	734-0005	広島市南区翠2丁目25-20	○
広島市保健所	広島	ひろしま内視鏡内科クリニック	732-0822	広島市南区松原町9-1 エールエールA館7F	○
広島市保健所	広島	くまさん脳クリニック	734-0023	広島市南区東雲本町2丁目4-22	○
広島市保健所	広島	医療法人社団 普照 小川医院	733-0861	広島市西区草津東1丁目12番1号	○
広島市保健所	広島	川瀬内科循環器科	733-0035	広島市西区南観音2丁目5番14号	○
広島市保健所	広島	山下内科医院	733-0853	広島市西区山田新町2丁目23番1号	○
広島市保健所	広島	石田医院	733-0822	広島市西区庚午中3丁目1番1号	○
広島市保健所	広島	医療法人社団 小池消化器科外科内科	733-0834	広島市西区草津新町1丁目17-19	○
広島市保健所	広島	むとう内科・外科・胃腸科医院	733-0002	広島市西区楠木町1丁目5-12	○
広島市保健所	広島	鈴が台クリニック	733-0843	広島市西区井口鈴が台3-5-2	○
広島市保健所	広島	医療法人 はまだ小児クリニック	733-0812	広島市西区己斐本町一丁目25-8	○
広島市保健所	広島	かわむら内科クリニック	733-0822	広島市西区庚午中2丁目19番9号	○
広島市保健所	広島	あらき脳・循環器・リハビリクリニック	733-0821	広島市西区庚午北1丁目5-15	○
広島市保健所	広島	おかもとクリニック	731-0141	広島市安佐南区相田1-10-11	○
広島市保健所	広島	西医院	731-0124	広島市安佐南区大町東1丁目2番24号	○
広島市保健所	広島	医療法人社団 石川胃腸科医院	731-0103	広島市安佐南区緑井四丁目25-7	○
広島市保健所	広島	河毛クリニック	731-0122	広島市安佐南区中筋三丁目28-13 中筋駅前	○
広島市保健所	広島	桑原循環器内科クリニック	731-0138	広島市安佐南区祇園二丁目26番8号	○
広島市保健所	広島	医療法人社団 リード 島本内科循環器科	731-0137	広島市安佐南区山本1丁目15番12号	○

管轄（市・保健所）	二次医療圏域	医療機関名	郵便番号	医療機関所在地	R7.11協議対象
広島市保健所	広島	医療法人 片岡内科クリニック	731-0103	広島市安佐南区緑井一丁目5-1-303	○
広島市保健所	広島	医療法人 あかね会 大町土谷クリニック	731-0124	広島市安佐南区大町東2丁目8番35号	○
広島市保健所	広島	神安内科クリニック	731-0124	広島市安佐南区大町東1-8-25	○
広島市保健所	広島	医療法人社団みどり会城谷内科医院	731-0141	広島市安佐南区相田2丁目4-19	○
広島市保健所	広島	こころ・やのファミリークリニック	731-3168	広島市安佐南区伴南四丁目1-10	○
広島市保健所	広島	やすクリニック	731-0154	広島市安佐南区上安一丁目1-18	○
広島市保健所	広島	おおえクリニック 内科・糖尿病内科	731-0138	広島市安佐南区祇園5丁目2-45-301	○
広島市保健所	広島	まつおか内科生活習慣病クリニック	731-3168	広島市安佐南区伴南五丁目1-1	○
広島市保健所	広島	安佐南おなかの内科・内視鏡クリニック	731-0103	広島市安佐南区緑井5-29-1 SUZUKIビル	○
広島市保健所	広島	田村医院	731-3363	広島市安佐北区安佐町くすの木台62番地1号	○
広島市保健所	広島	和漢順眞堂 佐々木クリニック	731-0223	広島市安佐北区可部南3丁目9番45号	○
広島市保健所	広島	小田内科クリニック	731-0221	広島市安佐北区可部4丁目23-13	○
広島市保健所	広島	森石内科医院	739-0323	広島市安芸区中野東1-11-31	○
広島市保健所	広島	社会福祉法人 あと会 あと・クリニック	731-4231	広島市安芸区阿戸町485-1	○
広島市保健所	広島	小田医院	731-5151	広島市佐伯区五日市町上河内498-1	○
広島市保健所	広島	医療法人社団 三宅クリニック	731-5128	広島市佐伯区五日市中央5-1-39	○
広島市保健所	広島	医療法人社団 和容会 速水医院	738-0512	広島市佐伯区湯来町白砂3527-2	○
広島市保健所	広島	寄田医院	731-5128	広島市佐伯区五日市中央二丁目2番15号	○
広島市保健所	広島	医療法人社団 一陽会 長尾クリニック	731-5131	広島市佐伯区藤垂園1-16	○
広島市保健所	広島	医療法人 いつかいち駅前内科	731-5125	広島市佐伯区五日市駅前一丁目5-18-40	○
福山市保健所	福山・府中	ゼノ診療所	720-0311	福山市沼隈町草深7223	○
福山市保健所	福山・府中	医療法人社団 伸寿会 高須クリニック	721-0973	福山市南蔵王町1丁目7番14号	○
福山市保健所	福山・府中	福山夜間成人診療所	720-0032	福山市三吉町南二丁目11番22号	○
福山市保健所	福山・府中	医療法人社団 白河産婦人科	720-0033	福山市旭町8-3	○
福山市保健所	福山・府中	医療法人 正智会 小林外科胃腸科	720-0092	福山市山手町2丁目1番1号	○
福山市保健所	福山・府中	やすだクリニック	720-0805	福山市御門町2丁目5-29	○
福山市保健所	福山・府中	医療法人社団済井会 福山光南クリニック	720-0814	福山市光南町3-7-8	○
福山市保健所	福山・府中	谷口ハートクリニック	720-0824	福山市多治米町二丁目15-16	○
福山市保健所	福山・府中	福山医療生活協同組合 ふれあい診療所	720-1131	福山市駅家町万能倉96-3	○
福山市保健所	福山・府中	南坊井上内科循環器科医院	720-1133	福山市駅家町近田582	○
福山市保健所	福山・府中	山本クリニック	720-1144	福山市駅家町坊寺58-1	○
福山市保健所	福山・府中	上田内科	720-2121	福山市神辺町湯野378-13	○
福山市保健所	福山・府中	福山かた・ひざ・こしのクリニック	720-2122	福山市神辺町新湯野74-18	○
福山市保健所	福山・府中	医療法人社団幸の鳥レディスクリニック	721-0907	福山市春日町1-7-14	○
福山市保健所	福山・府中	坂本眼科小児科クリニック	721-0926	福山市大門町1-40-12	○
福山市保健所	福山・府中	医療法人社団 育伸会 なかよし小児科	721-0942	福山市引野町4丁目22-19	○
福山市保健所	福山・府中	よしだレディースクリニック内科・小児科	721-0955	福山市新涯町3丁目19-36	○
福山市保健所	福山・府中	和田胃腸科・皮膚科クリニック	729-0111	福山市今津町2-3-18	○
福山市保健所	福山・府中	医療法人社団 平木耳鼻咽喉科医院	729-0111	福山市今津町4丁目1-20	○
福山市保健所	福山・府中	松永脳外科クリニック	729-0113	福山市宮前町2丁目6-20	○
福山市保健所	福山・府中	藤井クリニック	729-0251	福山市東村町5	○
福山市保健所	福山・府中	山陽腎クリニック	720-0815	福山市野上町1丁目7-8	○
福山市保健所	福山・府中	山陽ぬまくま腎クリニック	720-0311	福山市沼隈町草深2031-1	○
北部保健所	備北	堀川レディースクリニック	728-0011	三次市十日市西一丁目6-9	○
北部保健所	備北	三次こばやし眼科	728-0012	三次市十日市中1-1-10	○
北部保健所	備北	三次せの泌尿器科	728-0012	三次市十日市中1丁目1番10号	○
北部保健所	備北	庄原眼科	727-0014	庄原市板橋町165-6	○

(参考資料)

医療措置協定の締結状況等について (～外来対応医療機関を中心に～)



令和7年11月
広島県健康福祉局健康危機管理課
感染症・疾病管理センター

資料概要

- 医療措置協定締結の概要
- 締結状況(R7.11月時点)
- 発熱外来に係る医療措置協定の締結に係る協議の実施
- 参考資料

医療措置協定締結の概要～背景～

区分	保健医療計画	感染症予防計画
根拠法	医療法	感染症法
内（旧）	<ul style="list-style-type: none">・保健医療圏と基準病床数・5疾病（がん、脳卒中、心血管疾患、糖尿病、精神疾患）の医療体制・5事業（救急、災害、へき地、周産期、小児）の医療体制・地域医療構想 など	<ul style="list-style-type: none">・感染症の発生、まん延を防止するための措置（予防接種の促進、検体採取、疫学調査など）・医療提供体制（感染症指定医療機関への入院など）・人材育成 など

新型コロナウイルス感染症の発生により、病床確保の困難さ、医療人材の確保など、地域医療の様々な課題が発生。
新興感染症の感染拡大時に機動的に対策が講じられるよう、平時から準備を行うことが必要だと認識

医療法の改正

従来の5事業に、「新興感染症発生・まん延時における医療」が追加。保健医療計画にも新興感染症等に係る項目を追加する。

感染症法の改正

都道府県と関係機関がその機能・役割に応じた協定を締結し、新興感染症の発生・まん延時には、協定に基づいて医療を提供する仕組みが法定化。感染症予防計画にも協定に係る項目を追加する。

新興感染症が発生した時に、協定に基づいて医療を提供できる体制を構築することで、感染早期から、県民が安心して必要な医療を享受できる体制を構築する。

医療措置協定締結の概要～内容～

- 新興感染症（感染症法に定める、①新型インフルエンザ等感染症②指定感染症③新感染症）を想定しているが、直近で対応している新型コロナウイルス感染症を念頭に置き、協定を締結する。（※1）
- これまでの新型コロナ対応や課題を踏まえ、コロナ対応における最大値を目標に、締結する。（※2）

区分	概要
対象機関	病院、 診療所 、薬局、訪問看護事業所
協定の内容	<ul style="list-style-type: none">・各機関が行う医療措置の内容 ①病床確保②発熱外来③自宅療養者等への医療提供（往診など）④後方支援 ⑤人材派遣のうち、1つ以上（複数選択可能）・個人防護具の備蓄・費用負担 など
予算措置	医療措置に要する費用について、都道府県が各機関に補助を行う。 (新興感染症発生・まん延時に感染症の性状や感染状況等を踏まえて実施) 令和6年度予算において、個室病床の整備、簡易陰圧装置の設置、個人防護具保管庫の整備等に関する補助を実施。 ⇒令和7年度予算においても、協定締結医療機関への施設・設備整備補助事業を実施中。

※1 事前の想定と異なる感染症の場合、協定の見直しなど、柔軟に対応を行う。

※2 感染症予防計画において、新型コロナと同程度の感染症に対応できる体制を構築するために、入院・外来等の各項目について、本県における対応実績を基に数値目標を設定

【流行初期（～発生公表3か月）】⇒新型コロナ第3波の体制

【流行初期以降（～発生公表6か月）】⇒新型コロナ第8波の体制

医療措置協定締結の概要

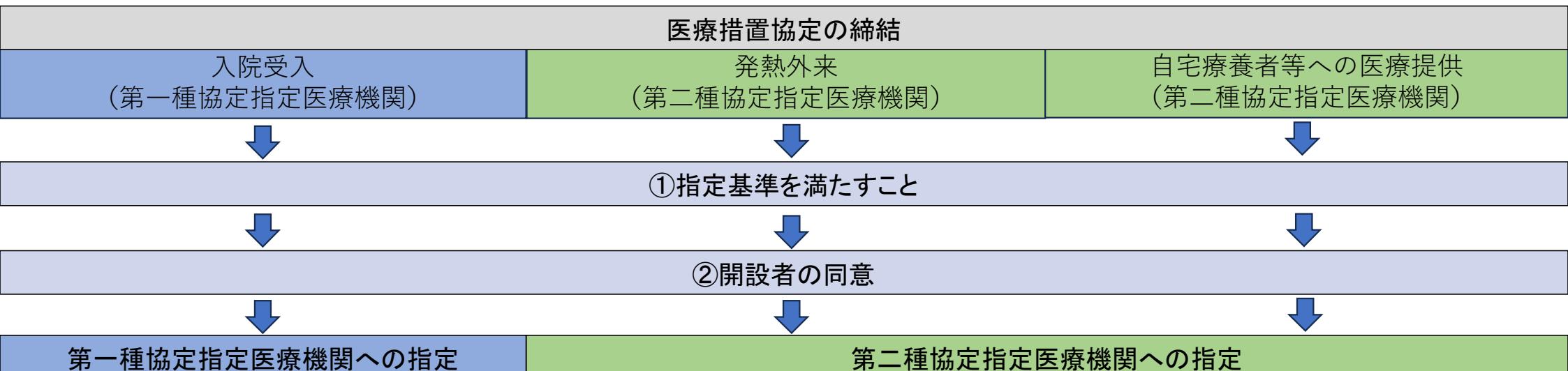
～第一種、第二種協定指定医療機関への指定～

- 協定を締結する機関のうち、「入院受入」「発熱外来」「自宅療養者等への医療提供」を行う機関を協定指定医療機関に指定します。
- 協定指定医療機関…入院受入、発熱外来、外出自粛対象者への医療を実施する医療機関について、都道府県知事が指定を行い、指定を受けた医療機関により実施される入院医療、外来医療、在宅医療は公費負担医療の対象となる制度。

※ 新型インフルエンザ等感染症等の患者の入院対応、外来の対応を行った場合、
それらに係る費用について「協定指定医療機関」の指定を受けた機関に限り、公費負担医療の対象となります。

⇒入院: 第1種協定指定医療機関

⇒発熱外来・自宅療養者等への医療提供: 第2種協定指定医療機関



医療措置協定の概要～発熱外来の実施～

- 発熱外来を実施する医療機関を、第二種協定指定医療機関として指定し、協定を締結する。

区分	概要
対象	病院又は診療所
指定基準	<p>①最新の知見に基づく適切な感染の防止のための措置その他必要な措置を実施することが可能。</p> <p>②当該医療機関を受診する者が、他の当該医療機関を受診する者と可能な限り接触することなく当該受診する者を診察することができ、その他医療機関における院内感染対策を適切に実施しながら、外来医療を提供することが可能。</p> <p>③新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において、広島県知事の要請を受け、通知又は医療措置協定の内容に応じ、新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症の疑似症患者若しくは当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は新感染症にかかっていると疑われる者若しくは当該新感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者の診療を行う体制が整っていると認められる。</p>
指定基準 (流行初期医療確保措置) <u>(流行の初期に発熱外来を実施する場合のみの基準)</u>	<p>①都道府県からの要請後、速やかな（7日以内）外来診療の開始</p> <p>②一定数以上（病院：10人/日以上、診療所：5人/日以上）の外来診療の実施</p> <p>・感染初期から地域の新興感染症医療提供体制を機動的に立ち上げるため全額公費で病院全体の収益を補償するという流行初期医療確保措置の性格上、地域住民の診療・入院受入れを行うことを前提とする。</p>

流行初期以降に対応する場合は、診療人数等の数の制限はありません。
(具体的な対応人数が不明であっても、協定の締結が可能です。)

医療措置協定の締結等の状況(発熱外来)

(1) 県内全域：流行初期

(令和7年11月時点)

項目	病院	診療所	合計	目標値	達成率
発熱外来	104機関	872機関	976機関	779機関	100%

(2) 県内全域：流行初期以降

(令和7年11月時点)

項目	病院	診療所	合計	目標値	達成率
発熱外来	233機関	1139機関	1,372機関	1,499機関	92%

赤字：目標達成 青字：目標未達成

※ 新興感染症等に対応する診療所及び病院の機関数。

医療措置協定の締結等の状況(外来・圈域毎)

(3) 圏域別の状況：流行初期以降（令和7年11月 時点）

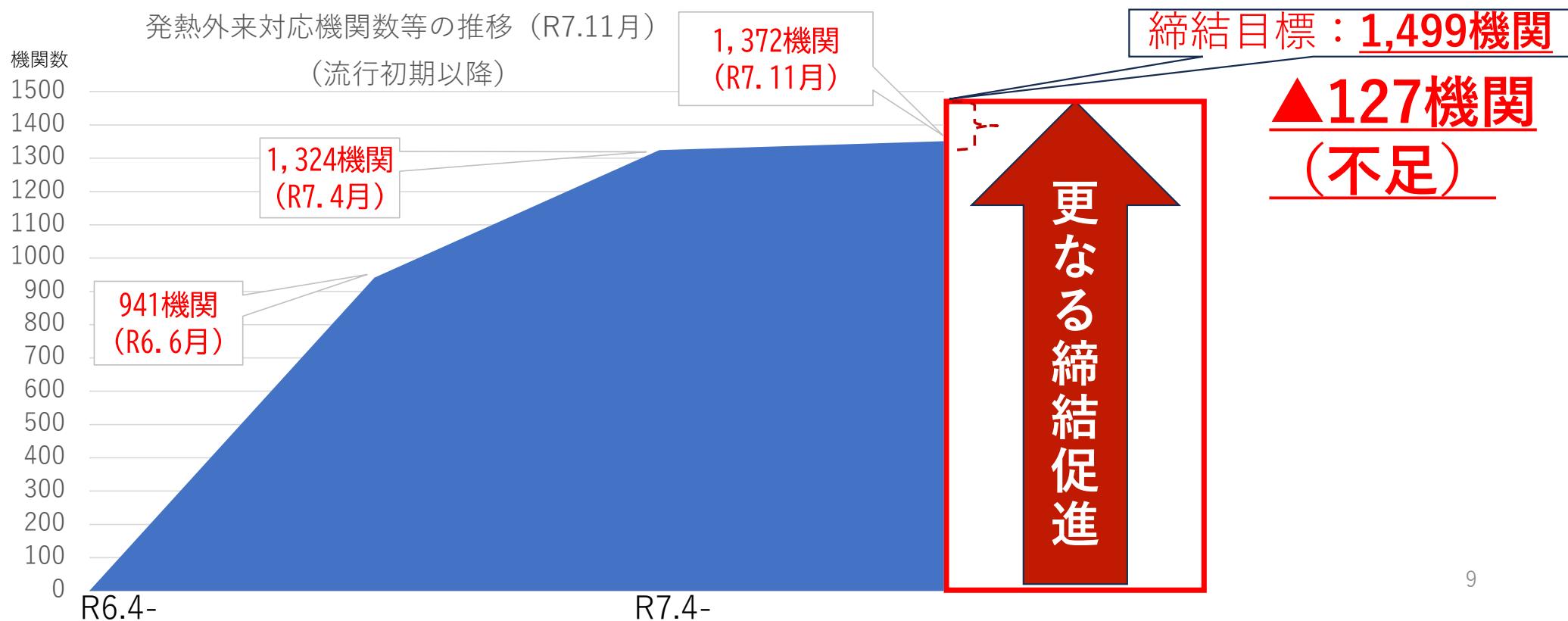
二次医療圏	発熱外来機関数			
	締結状況	目標値	達成率	必要医療機関数
広島	695機関	764機関	91%	69機関
広島西	72機関	74機関	97%	2機関
呉	129機関	134機関	96%	5機関
広島中央	95機関	104機関	91%	9機関
尾三	109機関	121機関	90%	12機関
福山・府中	217機関	242機関	90%	25機関
備北	55機関	60機関	92%	5機関
合計	1,372機関	1,499機関	92%	127機関

※新興感染症等に対応する診療所及び病院の機関数。

赤字：目標達成 青字：目標未達成

医療措置協定等の締結状況と目標値(流行初期以降・発熱外来)

- 流行初期以降の発熱外来に係る締結状況の推移は次の図のとおり。
- 令和6年度当初に、締結を希望する941機関と締結
- コロナ外来対応機関を中心とした再募集等により、合計1,324機関を確保 (R7.4月)
- 新たな協定締結候補診療所への働きかけ等により、合計1,372機関を確保 (R7.11月)
- コロナ第8波相当の数を確保するため、さらに127機関の締結が必要



(参考) 広島県のコロナ第8波(初期)の状況

- コロナ発生から約3年を経過した第8波においても医療非常事態警報を発出する等、医療のひっ迫が懸念。
- 軽症者や重症化リスクの低い者に対する外来受診の制限（自己検査キットの配付等）を実施。
- 次なる新興感染症で、同様の事態を避けるためにも、より早期にコロナ対応の体制の最大値の外来医療体制の確保が必要。

広島県におけるコロナ第8波の状況

対処方針の改正～オミクロン株に対応した新たな感染レベル分類に基づく

【新レベル分類の概要】

感染レベルは、設定した指標で機械的に判断するのではなく、保健医療の負荷の状況、社会経済活動の状況、感染状況等を踏まえ、総合的に判断する。

	レベル1 感染小康期	レベル2 感染拡大初期	レベル3 医療負荷増大期	レベル4(避けたい) 医療機能不全
保健医療の負荷の状況	・外来医療、入院医療とも負荷は小さい	・発熱外来の患者が増加、負荷が高まり始める ・救急外来も増加 ・病床使用率、医療従事者の欠勤者数が上昇	・重症化リスクの高い方がすぐに受診できない ・救急搬送困難事例が急増 ・入院患者の増加、医療従事者の多数の欠勤により、入院医療の負荷が高まる	・一般外来にも患者が殺到 ・外来医療全体がひっ迫し ・中等症以上の患者が著しく増加 ・入院できずに自宅や施設へ亡する者が多数発生 ・通常医療を大きく制限
指標	「病床使用率※」：概ね0～30%	「病床使用率」：概ね30～50%	「病床使用率」「重症病床使用率」：概ね50%以上	「病床使用率」「重症病床使用率」：概ね80%超
社会経済活動の状況	—	業務に支障が生じる事業者が始める	業務継続が困難になる事業者が多数発生	社会インフラの維持にも支障が生じる可能性
感染状況	感染者は低位で推移	感染者が急速に増え始める又は増加が継続	医療負荷を増大させるような感染者数	第7波を超える膨大な感染者数

※病床使用率は最大確保病床(緊急フェーズⅡ(860床))をベースとして算出

現在 広島県は 「レベル2」と判断 (参考:病床使用率 約42%)

医療非常事態警報(12/16～)



県独自の『医療非常事態警報』を発出

- 感染拡大スピードが上昇
- 年明けには緊急フェーズⅡの確保病床が満床になるおそれ

広島県独自の警報を発出

県民・事業者の皆様へ

- 感染拡大を防止するための感染対策の徹底
- 高齢者等重症化リスクの高い方を守る行動の実践等を呼びかける

医療機関の負荷増大
(医療非常事態警報発令)、外来受診の制限等

10

R4.12.2 知事会見資料より引用

発熱外来に係る医療措置協定の締結に係る協議の実施(令和7年度)

感染症の外来対応における医療措置協定の締結について（依頼）

本県の保健医療行政の推進につきましては、平素から格別の御理解、御支援を賜り、厚くお礼を申し上げます。

このことについて、令和6年4月1日に施行された「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律」において、平時に予め都道府県と医療機関がその機能・役割に応じた協定を締結し、新興感染症等発生・まん延時にはその協定に基づいて医療を提供する仕組み等が法定化されたところです。

しかしながら、貴機関が所在する（該当医療圏域名）医療圏域においては、新型コロナウイルス感染症対応を踏まえて策定した広島県感染症予防計画（第5版）に掲げる目標値（外来診療医療機関数：令和4年12月頃の第8波（外来診療のひっ迫による本県独自の医療非常事態警報を発令）に対応した医療機関数）に到達しておらず、次なる感染症有事において既存の協定締結機関（発熱外来等）への負荷が集中することが懸念されます。

また、新型インフルエンザ等感染症等の患者の外来対応を行った場合、医療措置協定を締結（第二種協定指定医療機関へ指定）した機関が行った医療に限り公費負担医療となるため、協定を締結しない場合、公費負担の対象とならず、患者への不利益を生じさせる可能性があります。

については、感染症危機発生時の医療提供体制の構築を促進するため、貴機関との医療措置協定の締結を協議しますので、合意の有無に関わらず必要事項について、御回答をお願いします。

なお、本協議は新型コロナウイルス感染症の外来対応実績等を踏まえて「自院かかりつけ患者のみに対応する」内容での協定締結を想定して、改めて個別に実施するものですので、これまでの協議に御回答いただいた場合でも、必ず御回答をお願いします。

- 協定締結の協議対象の診療所宛て、依頼文を郵送。
締結の可否にかかわらず必ず回答をお願いします。
- 依頼内容は、
流行初期以降の発熱外来の実施
(かかりつけ患者のみの対応可)
- 回答方法
FAX、メール、郵送
※感染症法に基づき、協議に応じる義務があります。

1 通知の趣旨

これまでに医療措置協定の締結状況、新型コロナウイルス感染症における対応実績等を踏まえて、貴機関と外来対応に係る協定の締結について協議する。

2 依頼内容

次の内容の医療措置協定の締結

- ・新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症に係る外来対応の実施

対応時期 (目途)	流行初期期間経過後（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われてから6か月以内）
対応の内容	<input checked="" type="checkbox"/> 外来受診対応可能（人数未定）かかりつけ患者に限る

(参考)医療措置協定の協議に応じる義務について

- 全ての医療機関に、予防計画・医療計画の達成のために、必要な協力をする努力義務があります。
- 全ての医療機関に、協定締結の協議に応じる義務があります。
- 協定の協議が調わない場合に、都道府県医療審議会への諮問について規定されています。

都道府県医療審議会(協議が整わない場合の法令上の規定)

- 都道府県知事は、医療機関の管理者と協定を締結することについて協議が調わないときは、都道府県医療審議会の意見を聞くことができる（感染症法第36条の3第3項）
- 協議の内容に合意することができない理由が十分でないと認められるときは、医療機関の管理者その他当該協議に關係する者に対し、都道府県医療審議会に出席し、当該理由について説明することを求めることができる（感染症法施行規則第19条の3第5項及び6項）。
- 都道府県医療審議会での説明を求められた者は、当該求めに応じるよう努めなければならない。（感染症法施行規則 第19条の3第7項）。

(参考)医療措置協定上の措置を講じなかった場合の対応

- 県は正当な理由がなく協定上対応（発熱外来の実施等）を講じない場合の措置（勧告、指示、公表）が規定されています。
 - ただし、協定上の措置の未履行を理由に、ただちに措置を講じることはありません。この措置を検討する場合であっても、医療機関等の事情を考慮し、事前に関係者との話し合いや医療審議会での意見聴取等を実施した上で慎重に判断します。
- ※ 医療措置協定は、平時の準備として「新型コロナウイルス」を想定して締結することとしており、想定と性状等が異なる場合（感染経路や致死率等）は、協定の変更等含めて柔軟に対応します。

都道府県知事の指示等(医療措置協定に基づく対応を行わない場合の法令上の規定)

- 都道府県知事は、公的医療機関等又は医療機関の管理者が、正当な理由がなく、（略）措置を講じていないと認めるときは、当該管理者に対し、当該措置をとるべきことを**勧告**することができる。
- 都道府県知事は、医療機関の管理者が、正当な理由がなく、（略）勧告に従わない場合において必要があると認めるときは、当該管理者に対し、必要な**指示**をすることができる。
- 都道府県知事は、（略）指示をした場合において、これらの指示を受けた公的医療機関等又は医療機関の管理者が、正当な理由がなく、これに従わなかったときは、その旨を**公表**することができる。
(感染症法第三十六条の四)